多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要
（多面的機能支払交付金実施要綱別紙２第５の６に基づく公表）

令和2年12月3日

登米市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第８条第４項において準用する第７条第５項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同法第８条第４項において準用する同法第７条第６項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体	備考
1号事業	２号事業	３号事業	４号事業	地域	重点区域との重複の有無			
○				登米市豊里地区	無	R2年度 ～ R6年度	豊里地区環境保全会広域協定	施設の長寿命化の認定